

令和8年度



埼玉県シニア人材活用による 賃上げ環境整備事業補助金

【申請受付期間】

令和8年5月11日（月）～ 令和9年2月1日（月）

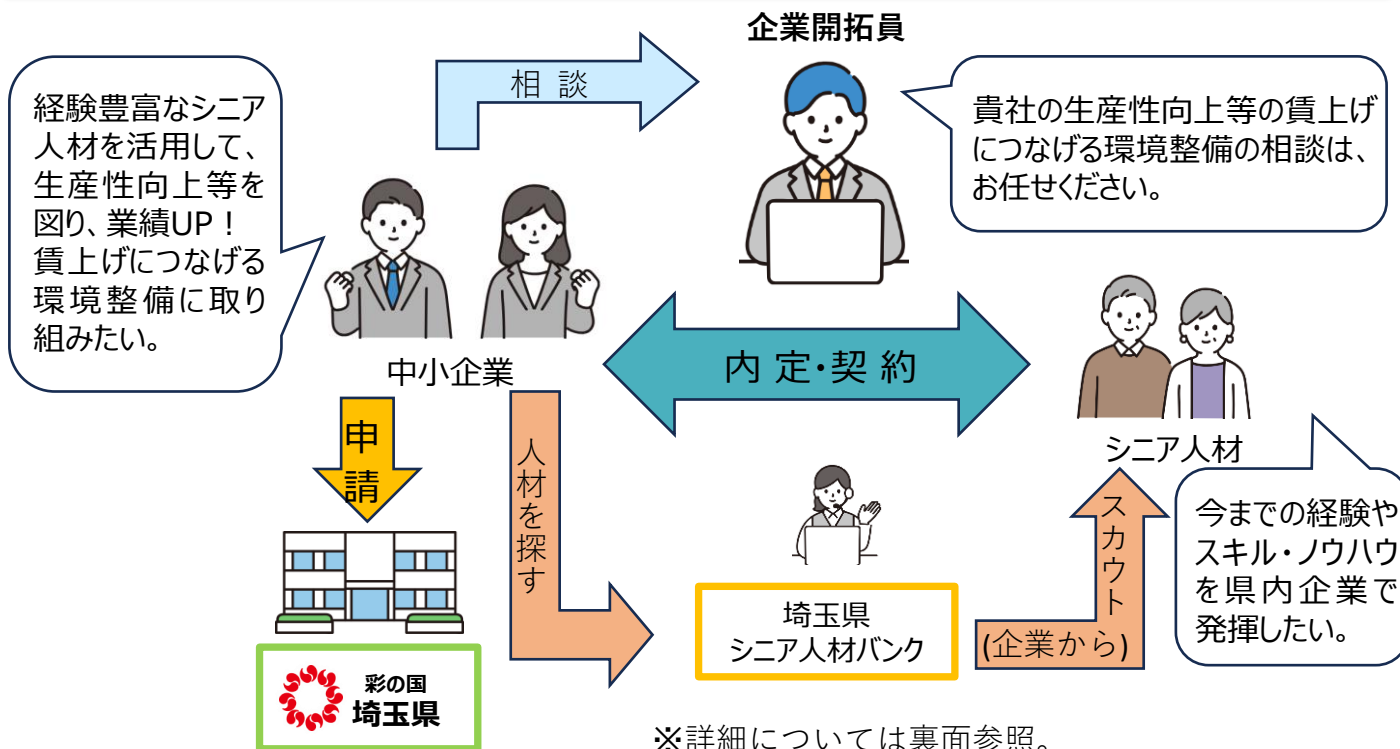
※ただし、受付期間中に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

埼玉県シニア人材バンクに登録している人材の活用費用を一部補助し、中小企業を支援します。

補助金申請には、シニア人材を活用して生産性向上等を図り賃上げにつながる環境整備の方針の作成が必要です。

企業開拓員が賃上げ環境整備に向けた方針の内容を確認します。

まずは、**企業開拓員**にご相談ください。



【お問い合わせ先】シニア人材活用による賃上げ環境整備事業

企業開拓員（公益財団法人埼玉県産業振興公社内）E-mail : senior@saitama-j.or.jp

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階

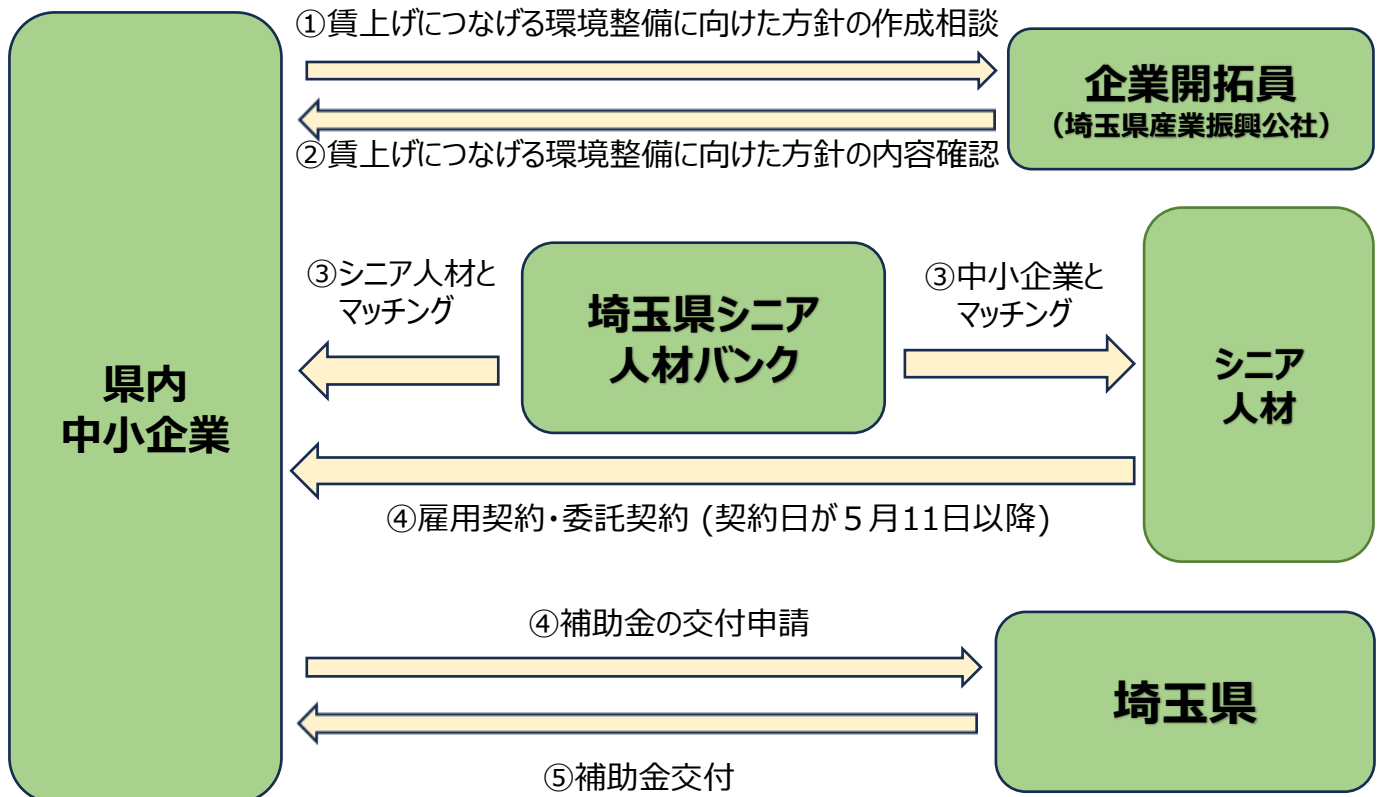
TEL : 048-647-4075 FAX : 048-645-3286

受付時間：平日 9:00-12:00 / 13:00-17:00

補助金制度の概要

補助対象者	埼玉県シニア人材バンクを通じてシニア人材を確保して生産性向上等を図り、賃上げにつながる環境整備に取り組む中小企業
補助対象事業	次の条件により取り組む賃上げにつながる環境整備 ※1社につき1名 ①賃上げにつながる環境整備に向けた方針を作成し、企業開拓員の確認を受ける ②埼玉県シニア人材バンクを通じてシニア人材を確保する ③確保したシニア人材を活用して生産性向上等を図り、賃上げにつながる環境整備に取り組む ④確保したシニア人材が受入企業の従業員の3親等以内の親族でない ⑤雇用契約日又は委託契約日が本補助金の申請の受付開始日（令和8年5月11日）以降である
補助対象経費	シニア人材に支払う所定内給与又は報酬で、次の条件を満たすもの ①令和9年2月28日までの労働に対するもの（上限8ヶ月分） ②令和9年3月10日までに支払が完了しているもの
補助率	補助対象経費の10分の8（千円未満切り捨て）
補助限度額	採用・転籍の場合：260万円 副業・兼業等の場合：60万円

交付までの流れ



シニア人材活用による
賃上げ環境整備事業補助金



二次元コードからアクセス！
詳細はこちら⇒



詳しくは埼玉県HPへ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/seniormatching/chinage-kankyoseibi.html>